

社会福祉法人辰野町社会福祉協議会 金銭管理・財産保全サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人辰野町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、高齢者や障がい者が地域で安心して日常生活を送れるよう契約に基づき日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを提供する「金銭管理・財産保全サービス事業」（以下「本事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社協とする。

2 本事業を実施するにあたっては、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「日常生活自立支援事業」と連携する。

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活に関わる一般及び専門相談事業
- (2) 日常的金銭管理サービス
 - ①年金の受領確認
 - ②手当の受領確認
 - ③日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
 - ④医療費の支払い
 - ⑤公共料金の支払い
 - ⑥家賃や地代の支払い
 - ⑦税金の支払い
- (3) 書類等の預かりサービス
 - ①普通預金通帳
 - ②定期預金通帳
 - ③保険証書
 - ④株券等有価証券
 - ⑤不動産権利書
 - ⑥不動産契約書
 - ⑦実印・印鑑登録カード
 - ⑧銀行届印
 - ⑨その他辰野町社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が認めるもの

(事業の対象者)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げるサービス利用者の対象は、辰野町に在住する者で次のいずれの要件にも該当する場合とする。

- (1) 判断能力を有しているが、身体的状況等（寝たきり、歩行困難等により外出することが困難な状況）によって金銭管理及び書類等の保管が適切に行うことが困難であると認められる者
- (2) 第7条の契約内容について援助の開始に必要な契約を締結することができる者

(サービスの申請)

第5条 第3条第2号及び第3号に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を受けようとする者は、あらかじめ「金銭管理・財産保全サービス利用申請書」（様式第1号）により、社協会長に申請する。

(サービスの決定)

第6条 社協会長は、前条の申請があった場合には、第4条に規定する要件についての調査をし、該当すると認めるときは「金銭管理・財産保全サービス利用承認通知書」（様式第2号）により、該当しないと認めるときは「金銭管理・財産保全サービス利用不承認通知書」（様式第3号）により、申請者に通知する。

(契約の締結)

第7条 サービスを受けようとする者は、別に定める金銭管理・財産保全サービス利用契約（以下「契約」という。）を社協会長と締結する。

(利用料)

第8条 社協会長と契約し、サービスを受ける者からは、別表に定める利用料を翌月20日までに徴収する。ただし、必要に応じて減免することができる。

(契約の解約)

第9条 次の場合に契約を解約することができる。

- (1) 利用者は、いつでもこの契約を解約することができる（様式第6号）。
- (2) 社協は、第10条の運営・審査委員会の同意を得た上で、この契約を解約することができる。
 - ①住居を移転したため、この契約による援助を続けることがむずかしくなった場合
 - ②利用者の意思を確かめることができないために、利用者の生活にふさわしい援助ができない場合
 - ③その他、サービスの提供が不相当と認められた場合
- (3) 社協がこの契約を解約するときは、利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるよう努める。

(運営・審査委員会)

第10条 本事業の円滑及び適正な運営を確保するために、金銭管理・財産保全事業運営審査委員会（以下「運営審査委員会」という。）を設置する。

2 運営審査委員会の設置については、別に定める。

(異議申し立て)

第11条 利用者及び利害関係人は、サービスの提供に関し、社協会長に対し異議を申し立てることができる。

2 異議の申し立てがあったときは、社協会長はその適否について運営・審査委員会に諮問しなければならない。

(県社協との連携)

第12条 次のような場合には、県社協と連携する。

- (1) 本事業の利用に関わる契約を締結する能力等に疑義がある場合は、必要に応じて日常生活自立支援事業契約締結審査会の助言を受けるものとする。
- (2) 本事業の充実及び透明性、公正性を担保するとともに、苦情の解決を図り、利用者の権利を擁護するために、必要に応じて日常生活自立支援事業運営監視委員会の助言を受けるものとする。
- (3) その他、必要に応じて県社協と連携し、効率的な事業運営に努める。

(個人情報の保護)

第13条 社協会長は、利用者に関する個人情報の保持については「社会福祉法人 辰野町社会福祉協議会 個人情報保護規程」を遵守し、本事業の運営にあたらなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 表 (実施要綱第9条関係)

区 分	利 用 料
保全サービス (月額)	500円/通 (ヶ)
管理サービス	
生活保護受給者 会長が必要と認めた場合	減免
訪問・来訪ともに30分あたり (30分未満は30分とする)	500円
交通費 (町外)	1キロあたり37円
生活相談サービス	無料